

ë えいもん倶楽部



概 要

名称	田舎暮らし 「 えいもん倶楽部 」							
列称	いいもん倶楽部	ええもん倶楽部	Mon.com	田舎暮らし・新庄	えいもん倶楽部			
連絡先	717-0201 岡山県真庭郡新庄村3876 後鳥羽企画pdc TEL0867-45-0301 FAX0867-56-2755 おかやまGTNインストラクター 山口 周治							
	いろいろ茶屋	永島 茂樹・文香・三峰				トレードマーク		
	TEL0867-56-2456	FAX0867-56-2456						
主旨	そもそも田舎好きの仲間、田舎のない田舎愛好者、田舎暮らしに興味のある人々と共に田舎のいいところを探り紹介し、共に楽しみながら、田舎を盛り上げてゆく現代的研究型のエンセラ(エンジョイ+セラビ-)グリーンツーリズム							
キャッチコピー	五+二 = 七感の田舎えいもん探しツアー 互 似 避地 (お互いに共感する人の避地)	視覚 見る	聴覚 聞く	臭覚 嗅ぐ	味覚 味わう	触覚 触れる	動感 閃く	静感 癒す
ねらい	原風景の残る田舎、あるがままの自然、観光事業の手がはいらないところが県北真庭県域にはたくさんあります これを見つけに団塊の世代である中高年は、暇を方手に何う機運が高揚っています 一方では限界集落といわれ、高齢化だけでなく住民すら減少する過疎田舎にこそノストラジックな自然風景がたくさんあります。 観光地ではありませんが、心安らく場所探し、もの探しをお手伝いしながらも地域興しや、自然保護ができれば 空き家民泊、使われない五右衛門風呂、古民家の囲炉裏などは、格好の素材でありその活用こそがまさに 地域興しであり、活性化にもなります。現在ピンポイント的に新庄村、落合平松地区、久世宿地区をイメージしながらモデル推進しているのは新庄村大原地区です。							
施設 プログラム	いろいろのある民家、和室大広間、懐かしい五右衛門風呂、庭先の和風カフェを拠点に田舎えいもん探しのエンセラツーリズム 各種体験企画							



えんじょいめにゆ-



土産付

農業林業百姓体験

1	ヒメノモチ稲作	1000	通年	10~	ヒメノモチ生産組合	竹本英夫	
2	もちつき体験	3000	通年	10~	(株)メルヘンプラザ	佐藤 毅	浸しもち米、道具一式
3	アイガモ稲作	1000	冬季除く		愛ガモ稲作研究会	方川 進	
4	トマト狩り	1000/500	8~9		青空市の会	坂本温子	
5	椎茸オ-ナ-制度	1500/本	通年		えいもんクラブ	山口周治	管理収穫送付
6	原木椎茸作り	2000	春秋		えいもんクラブ	田浪 侃	原木、道具一式
7	シイタケ狩り	3000	春秋	2~	えいもんクラブ	田浪 侃	
8	乾燥椎茸づくり	3000	春秋		えいもんクラブ	田浪 侃	
9	梅干し、梅漬け	1000	6月		郷土料理研究会	高島秀子	材料一式
10	炭焼き	3000	通年		木炭同士の会	坂本英雄	材料一式
11	サルナシ狩り	3000	9月		サルナシ研究会	島田哲男 瀬藤寅武	
12	リンドウ栽培	3000	8~11		リンドウ花卉組合	坂本 佐藤愛子	
13	植林下刈間伐	3000	通年		國 六(株)	黒田真路	
14							
15							
16	集落めぐり	2000	通年	1~	えいもんクラブ	山口周治	
17	里山散策	2000	通年	1~	えいもんクラブ	山口周治	
18	新庄富士登山	5000	冬季除く	2~	國 六(株)	黒田真路	
19	笠杖トレッキング	5000	冬季除く	2~	國 六(株)	黒田真路	
20	林道 嵐ヶ峠	5000	冬季除く	2~	えいもんクラブ		
21	林道 市城	5000	冬季除く	2~	えいもんクラブ		
22	林道 茅見	5000	冬季除く	2~	えいもんクラブ		
23	朝鍋	5000	冬季除く	2~	國 六(株)	黒田真路	
24	金ヶ谷	5000	冬季除く	2~	國 六(株)	黒田真路	
25	毛無山	5000	冬季除く	2~			



場所	体験料	時期	定員	(内容、その他別途相談可)	準備必需品
河川フェスティバル 😊	土産付				
27 溪流釣り	1500			えいもんクラブ	山口周治 釣具えさ
28 ボート・筏遊び	1500	夏季のみ		えいもんクラブ	山口周治 筏
29 カヤック川下り	1500	夏季のみ		國六(株)	黒田真路 /kg
30					
31 岩魚の柀釣り 😊	1000			作州水産	三鴨彬充
32 ヤマメの養殖 😊	1000			作州水産	三鴨彬充
33 ヤマメの浅干 😊	1000			作州水産	三鴨彬充
34 不動・夫婦滝	1000	冬季除く		えいもんクラブ	
35 五段滝	1000	冬季除く		えいもんクラブ	



ものづくり・料理・体験

36 里山学校 😊	1500	通年	1~		
教室先生					
No41.No42	1000	冬季除く			
42					
43 😊	1500	通年	1~		
49					
50 🏞️	1500	通年	1~		

**工
作**

竹細工 藁細工 古布細工 草木染 木工作 ミニ民具
 花器・小物 敷き物、裂織り・段糸・布 キーホルダー・白・杵・へら
 山口周治 岩佐 剛 永嶋文香 永嶋三峰 大垣 勇 山口周治
 多田政弘 西尾 永嶋茂樹 中川宏海
 下田 深田敦史

**料
理**

郷土料理 豆腐づくり こんにゃく 漬物 山菜料理 パン作り
 柏餅、お豆腐、お蕎麦、からい山菜浅漬、てんぷら・浸し 勝部
 高島秀子 岩佐映子 本田吉代 坂本温子 黒田 母
 坂本久子 津田 石藤 深井
 深見美恵 延風藤田 島田桃代 深井 横山松子
 本田 延風池田 山口昭子

**体
験
食
事
料
理**

森林セラピ 山菜採取 酪農 農業機械 林業機械
 協議会 えいもんクラブ 牧草刈・トラクター・耕子・刈払い
 山田 國六(株) 深井 横山政友 國六(株)
 曾我部隆 黒田シゲ子 渡辺壮 岩佐昌行 黒田真路



57	新庄えいもん倶楽部 遊覧のんびり体験
72	里山隠れスポット 探検 発見 お楽しみ

73	地域の見どころ観光
74	普陀寺山公園
75	宮座山屏風岩
76	山城 浦山城跡
77	民族資料館
78	新庄宿場町
79	後鳥羽公園
80	土用ダム
81	ヒメノモチ加工場
82	森林セラピー基地
83	堆肥センター

84	近郊の見どころ観光
85	刈エト管谷
86	蒜山高原
87	鳥取花回廊
88	勝山城下町
89	郷六温泉
90	湯原温泉
91	真賀温泉
92	足 温泉
94	千屋温泉

100	その他の体験教室
-----	----------

コ-ヒ-付
入場料+
コ-ヒ-付
入湯料+
入湯料+
入湯料+
入湯料+
入湯料+

2000/60分 通年 10~

大原 荒神さま	大原 かな流し	大原 河岸の櫓	大原 竹の花壇	大原 堂の谷水	大原 野山	大原 馬頭観音	大原 奥庄屋
大原 堂の墓地	神庭谷口 向う竹の	神庭谷 窯場	滝の尻 隠れ滝	滝の尻 TI溪流淵	滝の尻 TI南山田	滝の尻 KT河原	滝の尻 河岸桜
梨瀬 河岸桜並	梨瀬 御鴨神社	梨瀬 神詰旧家	森 カケ展望	森 雪室倉庫	中谷 黒観音	高下 茅葺集落	高下 高下神社

山口周治



渡邊算人
山口周治



佐藤 毅

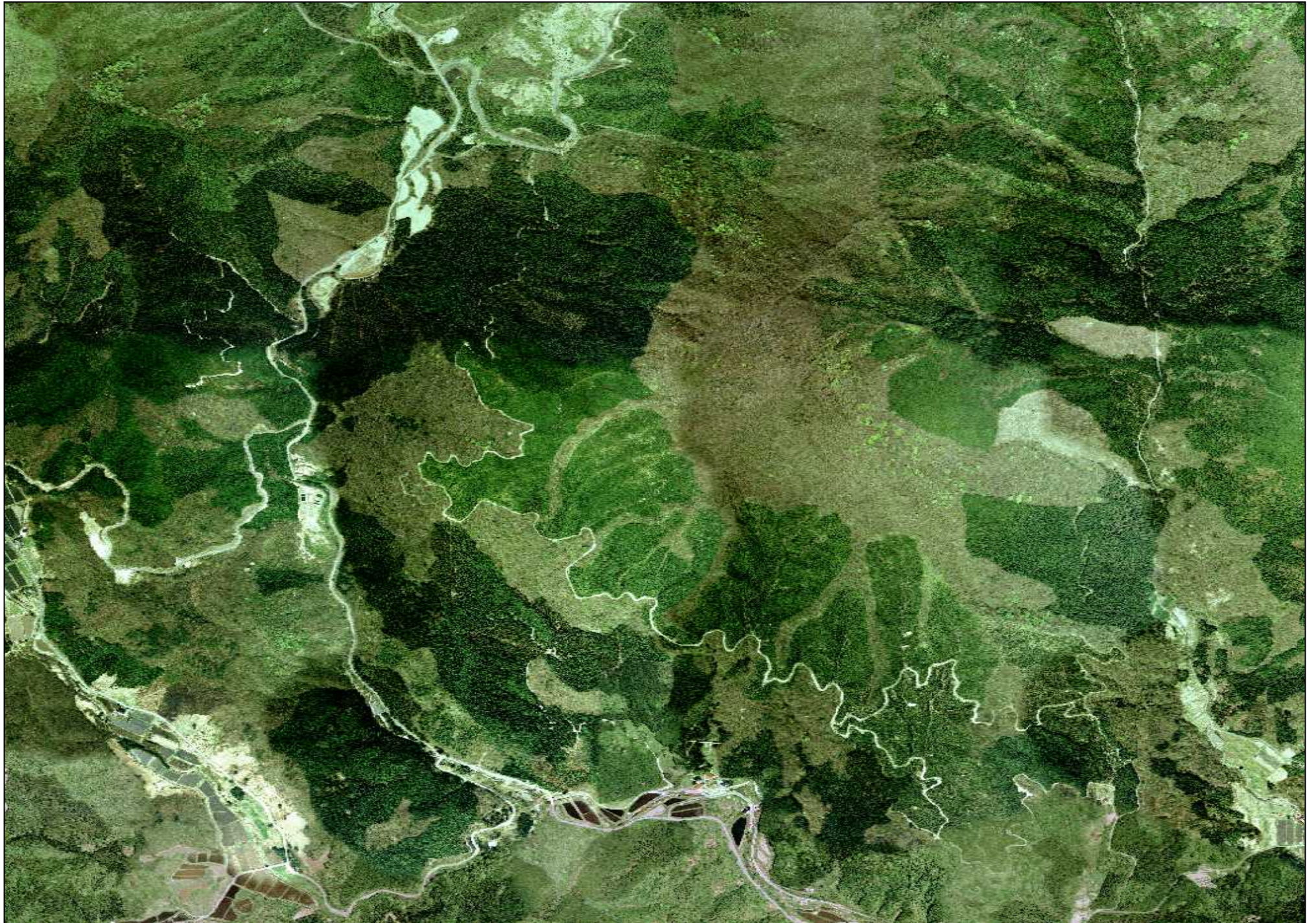
渡辺 壮

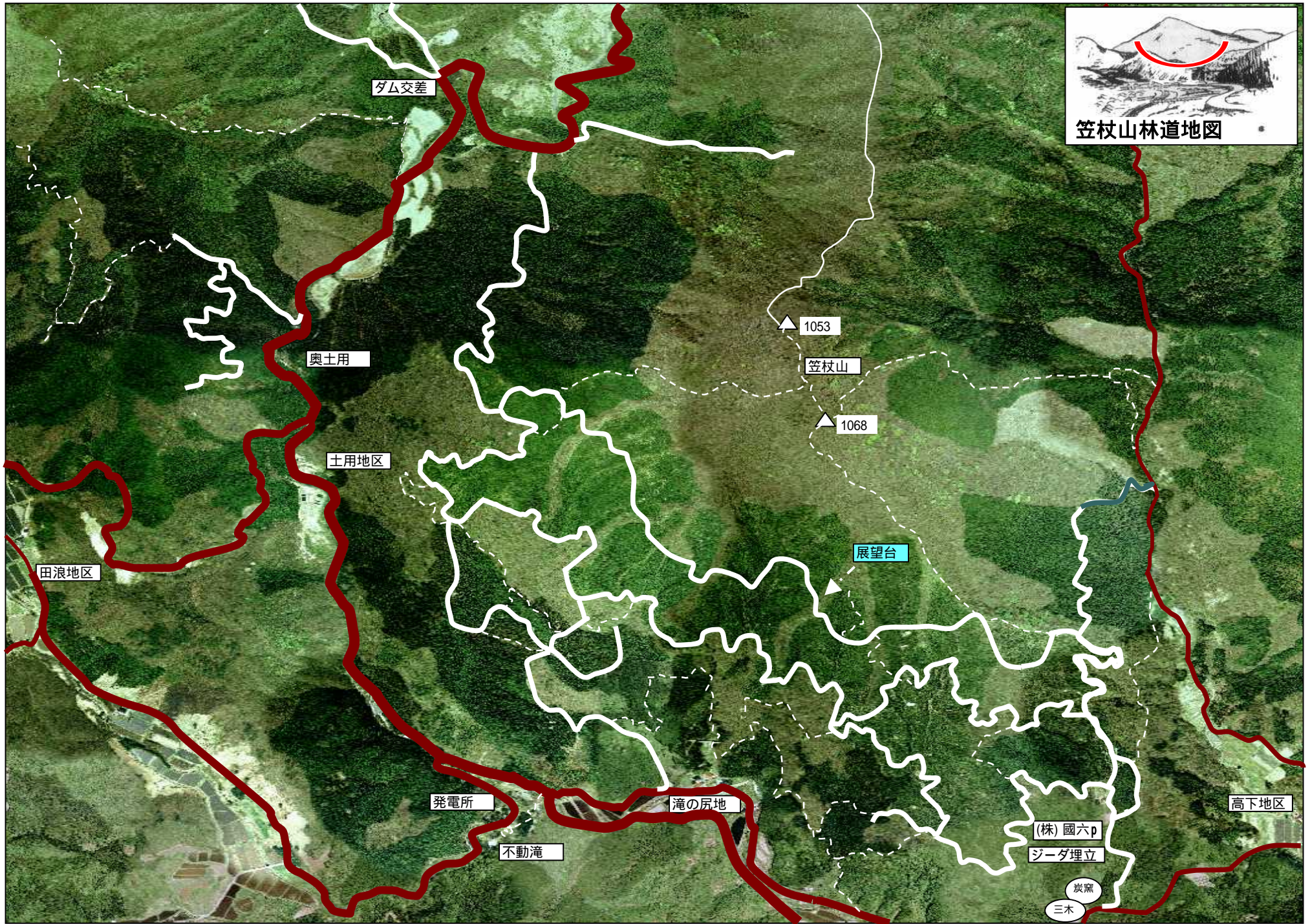


講演

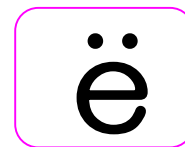
長老ばな 本田吉代 横山	出雲街道 畔高義正 渡辺算人	新庄歴史 渡辺算人 大野厚吉	田舎ぐらし 山口周治 徳永 巧	鑑賞 永嶋文香 香山康栄 富山久栄	写真技術 森本二太郎 西村和仁
--------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------------	-----------------------

ハ'-ハ'キユ- 木地師鍋 山賊石焼





ë えいもん 倶楽部 規 約



(名称)

第1条 この会は「ë えいもん倶楽部」と称する。

(目的)

トレードマーク

第2条 この会は、ふるさとの自然、景観、風土、風習、などを親しみ、楽しみ保全観察を通じての、エンジョイセラピーと、田舎暮らし地域活性化との複合効果を図り推進するものとする。

(会員)

第3条 上記目的に賛同する者を以って会員とする

5+2=7感

閃きと癒しを求めて

感動・感傷の七感

(事業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- ① 自然環境および、自然文化遺産の資源活用によるグリーンツーリズム
- ② 田舎暮らし、原風景に掛かる伝統文化の継承と田舎のいいところ探しでの地域活性化
- ③ その他この会の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 この会は、第3条の会員により構成される。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく、但し役員は会員の中から互選により選任する。

- ① 代表 一名
- ② 事務局長 一名
- ③ 委員 若干名 (代表・事務局を含む)
- ④ 監査 一名

(職務)

第7条 代表は、会を代表し、会務を総理する。

事務局は、会の事務を実行する。

委員は、必要に応じ委員会で運営などに関し検討、および実務の指導的役割を任務とする。

監査は、会の業務および会計を監査する。

(会議)

第8条 この会の会議は、会長が招集し、次の事項を決定する。

- ① 事業の実施に関する事
- ② 予算および決算

(事務局)

第9条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(経費)

第10条 この会の経費は、負担金、補助金、寄付金、その他をもって充てる。

(事業報告および決算)

第11条 この会の事業報告および収支決算は、監査を経て会議の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 この会の会計は4月1日に始まり翌年3月31日までに終わらせるものとする。

附則 (この規約に定めていない事項については会長が会議に諮って決する。

- ② この規則は、平成20年4月1日から施行する。